

リーペイでんき需給約款

第一章 総則

第1条(適用)

- 1.リーペイでんき需給約款(以下「本需給約款」といいます。)は、株式会社ラストワンマイル(以下「当社」といいます。)が送配電事業者の託送供給等約款に則り、当社が取次契約を締結する小売電気事業者である HTB エナジー株式会社(以下「HTB エナジー」といいます。)から低圧で供給される電気を、お客様に販売するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。
- 2.本需給約款は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。
沖縄県、及び離島(離島供給約款の適用地域をいいます。)

第2条(需給約款の変更)

- 1.当社は、お客様の一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款の改定、HTB エナジーの電気需給にかかる約款の改定、その他供給方法等の技術的な事項又は需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定又は改廃により約款変更が必要な場合、消費税率が変更された場合、その他当社が必要と判断した場合には、本需給約款を変更することがあります。この場合、当社の指定する日をもって、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款によります。
- 2.1項に基づき本約款を変更する場合、当社は、本約款の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

第2条の2(供給条件等の説明)

- 1.前条(約款の変更)に基づき本約款を変更する場合等その他の需給契約の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付(第3項に基づいて情報通信技術を利用する方法により代替する場合を含み、以下「書面交付」について同様とします。)および契約変更後の書面交付を行う場合、当社は以下の方法により行うことができるものとします。
 - (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

- (2) 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社の名称および住所、契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載します。
2. 前項の定めにかかわらず、本約款の変更等その他の需給契約の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わないものである場合には、電気事業法その他の関係法令等に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく契約変更前の書面交付および変更後の書面交付についてはこれを行わないものとします。
3. 当社は、電気事業法その他の関係法令等に基づく書面交付については、原則として、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール(SMS サービスを含みます。)を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法(なお、いずれの場合も PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。)等その他の情報通信技術を利用する方法にて行うものとし、お客さまにはあらかじめこれを承諾していただきます。

第3条(定義)

次の言葉は、本需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルト又は 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客様の電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 契約負荷設備

お客様が使用できる負荷設備をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算し値といたします。

(7)契約容量

契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。

(8)再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(9)貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(10)平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間又は12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

(11)一般送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者で、お客様の供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

(12)小売電気事業者

電気事業法第2条第1項第3号に定める事業者をいいます。

(13)託送供給等約款

電気事業法第18条に規定され、一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます。

(14)離島供給約款

電気事業法第21条に規定され、一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます。

(21)消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。また、別段の定めが無い限り、「消費税率」とは消費税の税率および地方消費税の税率の合計を指すものとします。

第4条(単位及び端数処理)

本需給約款において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりといたします。

(1)契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2)使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3)料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第5条(実施細目)

本需給約款に定めのない特別な事項については、本契約の趣旨に則り、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

第二章 契約の申込み

第6条(需給契約の申込み)

- 1.お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本需給約款を良く読み、その内容を承認のうえ、インターネット等を通じての申込、書面等による申込、電話等を通じての申込が可能といたします。
- 2.当社が必要と判断する場合、契約負荷設備、契約電流、契約容量及び契約電力について、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出て頂くことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出て頂くことがあります。
- 3.2に基づきお客様が申し出た契約電流、契約容量および契約電力が、契約負荷設備の内容に照らして不合理である場合、または、お客様からこれらに関する申出がない場合は、契約負荷設備の内容等を踏まえ、当社の裁量により契約電流、契約容量および契約電力を決定するものといたします。
- 4.電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- 5.お客さまは、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守するものとし、これを承諾していただきます。

第7条(需給契約の成立及び契約期間)

1. 需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに、当社および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の需給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、当社とお客さまとの間に成立いたします。
2. 契約期間は、次によります。
 - (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年後の応当日までといたします。
 - (2) 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
3. 需給契約が継続される場合、電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明を行う事項は、継続の需給契約期間に関する事項のみといたします。また、書面の交付については、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号並びに当社の名称及び所在地を、電子メールの送信又はインターネット等により、お客様にお知らせいたします。

第8条(需要場所)

1. 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、2項及び3項によります。ただし、当社は、一般送配電事業者の決定に従い、1需要場所を決定することがあります。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
2. 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、3項によります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上又は地下において連結され、かつ、各建物の所有者及び使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。
3. 構内又は建物の特殊な場合には、次によります。
 - (1) 居住用の建物の場合
1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
 - ①各部分の間が固定的な隔壁又は扉で明確に区分されていること。
 - ②各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

③各部分が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有すること。

(2)居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないとき又は各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

(3)居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(2)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(1)に準ずるものといたします。

(4)その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。

第9条(需給契約の単位)

当社は、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。ただし、やむをえない場合等特別の事情がある場合は協議することといたします。

第10条(供給の開始)

- 1.現在電気をご利用中の場所において、他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合の供給開始日は、お客さまがお申込みいただいた後、新旧小売電気事業者双方の契約切り替え手続きが完了し、一般送配電事業者が定める所定期間を経た後の検針日となります。なお、新旧小売電気事業者双方、及び一般送配電事業者の所定手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- 2.初めて電気をご利用になる場所(入居時など)において、当社と需給契約をする場合の供給開始日は、原則としてお客さまがご希望された日となります。
- 3.当社は、お客様の需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客様と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- 4.当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第 11 条(供給の単位)

当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込み及び1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1)共同引込線(2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給する場合
- (2)その他技術上、経済上やむをえない場合

第 12 条(承諾の限界)

当社は、お客さまが本約款の内容を承諾していただけない場合、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項にご協力いただけない場合、その他法令、電気の需給状況、当社の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他の事情を踏まえやむをえないと認めた場合には、お客さまの需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

第三章 契約種別及び料金

第 13 条(契約種別及び電気料金)

契約種別及び電気料金に関する詳細事項等は、リーペイでんき料金表にて定めます。

リーペイでんき料金表では、適用条件、供給電気方式、供給電圧及び周波数、契約電力等、電気料金メニューの適用期間等を定めます。

第四章 料金の算定及び支払い

第 14 条(料金の適用開始の時期)

料金は、需給開始の日から適用いたします。

第 15 条(検針日)

検針は一般送配電事業者が定めた日(お客様の属する検針区域に応じて、あらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定められます。)に原則として実施されます。検針日は、実際に検針を行った日又は検針を行ったものとされる日といたします。

第 16 条(料金の算定期間)

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、又は需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間又は直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。なお、需給契約が消滅した場合、直前の検針日から消滅日の前日までの期間とその直前の検針期間とを合算して料金の算定期間とする場合があります。この場合、料金の端数処理(第4条(単位及び端数処理)3号)は、両期間においてそれぞれ算定した料金を合算した合計金額を対象に行います。

第17条(使用電力量の計量)

使用電力量の計量は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従い行われるものといたします。計量された使用電力量はお客様にお知らせいたします。

第18条(料金の算定)

1. 料金は、お客様の使用電力量に基づき、需給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。
2. 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - (1) 電気の供給を開始し、又は需給契約が消滅した場合
 - (2) 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

第19条(日割計算)

1. 当社は、第18条(料金の算定)2項(1)又は(2)の場合は、次により料金を算定いたします。
 - (1) 基本料金、最低料金、最低月額料金、又は最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は別表第3条(日割計算の基本算式)1項により日割計算をいたします。
 - (2) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表第3条(日割計算の基本算式)3項により算定いたします。ただし、電力量区分については、別表第3条(日割計算の基本算式)2項により日割計算をいたします。
 - (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表第3条(日割計算の基本算式)4項により算定いたします。
 - (4) 容量拠出金反映額は、日割計算をいたしません。

(5) (1)、(2)、(3)および(4)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

2.1項により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

第20条(料金の支払義務及び支払期日)

1.お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

(1)原則として、検針日といたします。

(2)検針日に、一般送配電事業者からお客様の接続供給電力量の値を当社が受領できなかった場合は、当社が受領した日といたします。

(3)一般送配電事業者から受領したお客様の接続供給電力量の値の欠損等により受領した日に当社が料金の算定ができなかった場合は、当社が料金算定を行った日といたします。

(4)需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。

2.お客様の料金は、お客様が指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日までにお支払い頂きます。支払方法及び支払期日は、以下のとおりとします。なお、お客様の支払方法は原則口座振替払い、クレジットカード、コンビニエンス払いのいずれかによるものとします。

(1)口座振替払い

毎月28日を支払期日といたします。ただし、28日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。

(2)クレジットカード払い

利用料金はおお客様がご利用されるクレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日にお客様指定の口座から引落されるものとします。

(3)コンビニエンス払い

当社からお客様に払い込み用紙を発行後、郵送いたします。支払期日は、発行日からおよそ15日以内といたします。なお、1請求毎に330円(税込)をご負担頂きます。

第21条(料金その他の支払方法)

1.料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、第20条(料金の支払義務及び支払期日)2項各号に定める方法のうち、お客様が選択する方法で支払って頂きます。支払方法を選択する場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出て頂きます。

- 2.当社は、1項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払って頂くことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- 3.料金は、支払義務の発生した順序で支払って頂きます。
- 4.お客さまが料金を支払期日を超過してなお支払われない場合、当社判断にて翌月以降の料金等と併せて請求することがあります。
- 5.本需給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

第 22 条(延滞利息)

お客様が、支払期日を経過してもなお料金その他の債務(延滞利息及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)について支払われない場合は、延滞利息を当社が指定する期日までに支払って頂きます。延滞利息が発生する起算日は、お客様が指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日といたします。延滞利息は、起算日から支払いがなされた前日までの日数に応じて、年率 14.6%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。)で算定し、延滞利息が発生した月の翌月の料金と合算して請求いたします。ただし、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。なお、支払期日から 10 歴日の間は、延滞利息は発生しないものといたします。

第五章 使用及び供給

第 23 条(適正契約の保持)

当社は、お客様との需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更して頂きます。

第 24 条(需要場所への立入りによる業務の実施)

当社及び一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地又は建物に立ち入らせて頂くことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾して頂きます。

なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備又は計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工(取付け及び取外しを含みます。)、改修又は検査
- (2) 第 44 条(保安に対するお客様の協力)によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器若しくはその他電気工作物の確認若しくは検査又は電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針又は計量値の確認
- (5) 第 31 条(需給契約の廃止) 1 項又は第 33 条(解約等)により必要な処置
- (6) その他本需給約款によって、需給契約の成立、変更若しくは終了等に必要な業務又は当社又は一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第 25 条(電気の使用にともなうお客様の協力)

1. お客様の電気の使用が、次の原因で他のお客様の電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合、又は当社若しくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客様の負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に施設して頂くものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用して頂きます。
 - (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (2) 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
 - (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (4) 著しい高周波又は高調波を発生する場合
 - (5) その他(1)、(2)、(3)又は(4)に準ずる場合
2. お客様が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、1 項に準ずるものといたします。

第 26 条(供給の中止又は使用の制限若しくは中止)

1. 当社又は一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、又はお客様に電気の使用を制限し、若しくは中止して頂くことがあります。
 - (1) 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合。
 - (2) 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生ずるおそれがある場合。
 - (3) 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合。
 - (4) 非常変災の場合。

(5)その他保安上必要がある場合。2.1項の場合には、当社又は一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客様にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

3.1項の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

第 27 条(損害賠償の免責)

- 1.第 26 条(供給の中止又は使用の制限若しくは中止)第 1 項によって電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、若しくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 2.第 33 条(解約等)によって需給契約を解約した場合若しくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- 3.漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

第 28 条(設備の賠償)

お客様が故意又は過失によって、その需要場所内の当社又は一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償して頂きます。

- (1)修理可能の場合、修理費
- (2)亡失又は修理不可能の場合帳簿価額と取替工費との合計額

第六章 契約の変更及び終了

第 29 条(需給契約の変更及び契約上の地位の移転)

- 1.お客様が電気の需給契約の変更(お客様の需給契約上の地位を新たなお客様に承継する場合を含みます。)を希望される場合は、本需給約款に別段の定めのある場合を除き、第二章(契約の申込み)に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- 2.お客様が、当社から当社への契約種別の変更を希望される場合は、原則として、当社所定の手続きによって、お申込みをして頂きます。
- 3.当社は、お客様に書面で通知することにより、需給契約に基づく当社の地位並びに権利及び義務の一切を小売電気事業者に対して譲渡することができるものとし、お客様は、あらかじめこれを承諾するものとします。なお、当社は、かかる地位並びに権利及び義務の譲

渡に関連して、お客様の個人情報及び需給契約に関する情報を必要な範囲で小売電気事業者に対して提供できるものとし、お客様はあらかじめこれに同意するものとし、

第 30 条(名義の変更)

相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、電話等により申し出て頂きます。

第 31 条(需給契約の廃止)

- 1.お客様が電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知して頂きます。当社は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。
- 2.需給契約は、第 33 条(解約等)及び次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - (1)当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
 - (2)当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

第 32 条(需給開始後の需給契約の廃止又は変更にもなう料金及び工事費の精算)

- 1.お客様が、契約電流又は契約容量を新たに設定し、又は増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約容量若しくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客様に支払って頂く場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- 2.お客様が、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、又は需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客様に支払って頂く場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 33 条(解約等)

1.お客様が次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客様に対する通知により解約することがあります。

(1)お客様が、需給契約の申込みその他の場合において、お客様の氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実と反する申出を行った場合。

(2)他人になりすまして各種サービスを利用した場合。

(3)他人の権利を侵害し、公序良俗若しくは法令に反し、又は他人の利益を害する態様で電気を使用した場合。

(4)電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、又は電気を使用される場合。

(5)お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合。

(6)第 24 条(需要場所への立ち入りによる業務の実施)に反して、当社及び一般送配電事業者の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合。

(7)第 25 条(電気の使用にともなうお客様の協力)によって必要となる措置を講じられない場合。

(8)当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合。

2.お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、原則として解約の 15 日前までに書面又は電子メールにてお知らせいたします。本書面の発行については手数料 220 円(税込)(1 通あたり)をお支払い頂きます。

(1)お客様が料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合。

(2)お客様が他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合。

(3)本需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金その他本需給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合。

(4)その他お客様が本需給約款に違反した場合。

3.お客様が、第 31 条(需給契約の廃止)第 1 項による通知をされないうちに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかなる場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

第 34 条(需給契約消滅後の債権債務関係)

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

第七章 供給方法及び工事

第 35 条(需給地点及び施設)

- 1.電気の需給地点(電気の需給が行なわれる地点をいいます。)は、託送供給等約款における供給地点といたします。
- 2.需給地点に至るまでの供給設備、付帯設備(供給設備の施設上必要なお客様の設備をいいます。)及びその施設に関する事項は託送供給等約款によります。

第 36 条(計量器等の取付け)

- 1.料金の算定上必要な計量器及びその付属装置は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、とくに多額の費用を要する場合は、お客様の所有とし、お客様の負担で取り付けて頂くことがあります。
- 2.計量器及びその付属装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針検査並びに取付け及び取外し工事が容易な場所とし、お客様と一般送配電事業者との協議によって定めま
- 3.計量器及びその付属装置の取付場所は、お客様から無償で提供して頂きます。また、1項によりお客様が施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものとした
- 4.一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものとした
- 5.お客様の希望によって計量器及びその付属装置の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費をお客様から申し受けます。

第 37 条(電流制限器等の取付け)

- 1.需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- 2.電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客様から無償で提供して頂きます。
- 3.お客様の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額をお客様から申し受けます。

第八章 工事費の負担

第 38 条(工事費負担金)

お客様が新たに電気を使用し、若しくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、又は、新たな電気の使用若しくは契約容量等の増加をともなわな
いで、お客様の希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づい
て、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負
担金としてお客様から申し受ける場合があります。

第 39 条(工事費負担金の申受け及び精算)

当社が託送供給等約款に基づき第 38 条(工事費負担金)の工事費負担金を求められる場合は、
工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送供給等
約款

に基づき精算する場合には、当社はお客様とすみやかに精算するものといたします。

第 40 条(需給開始に至らないで需給契約を廃止又は変更される場合の費用の申受け)

供給設備の一部又は全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始に至らないで需給契
約を廃止又は変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から
請求された費用の実費をお客様から申し受ける場合があります。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要した
ときは、その実費を申し受ける場合があります。

第九章 調査及び保安に対するお客様の協力

第 41 条(保安の責任)

一般送配電事業者が、需給地点に至るまでの供給設備及び計量器等需要場所内の一般送配電
事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

第 42 条(調査)

一般送配電事業者が、法令で定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合し
ているかどうかを調査いたします。

第 43 条(調査に対するお客様の協力)

- 1.お客様が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみや
かにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知して頂きます。
- 2.一般送配電事業者は、第 42 条(調査)を行うにあたり、必要があるときは、お客様の承諾
をえて電気工作物の配線を提示して頂きます。

第 44 条(保安に対するお客様の協力)

1. 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知して頂きます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - (1) お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (2) お客様が、お客様の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
2. お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者へ通知して頂きます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者へ通知して頂きます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客様にその内容の変更をして頂くことがあります。

第十章 その他

第 45 条(手数料等)

1. 当社は、お客様からの申出があった場合は、お客様に係る請求書、利用明細を書面にて発行いたします。
2. 1 項の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお支払頂きます。
 - 発行手数料・請求書 1 通につき 220 円(税込)
 - 領収書 1 通につき 330 円(税込)

第 46 条(反社会的勢力の排除)

1. お客様には、需給契約の締結時点及び将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証して頂きます。
 - (1) 暴力団員(暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)の構成員)
 - (2) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)
 - (3) 暴力団関係企業の構成員(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員

若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業の構成員)

(4)総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)

(5)社会運動等標榜ゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)

(6)特殊知能暴力集団等((1)から(5)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者)

(7)その他前各号に準ずる者

2.当社は、お客様が前項に違反していることが判明した場合、又はお客様が前項に違反している疑いがあると認めた場合は、ただちに需給契約を解約いたします。

第 47 条(料金の支払方法及び合意管轄裁判所)

1.お客様は、本サービスの申し込みに際し当社指定の支払方法の中からお客様が選択した支払方法により、本サービスの利用料金を含む一切の料金を支払うものとします。なお、お客様は、支払方法により当社が別途決済手数料等を請求する可能性があることに同意するものとします。

2.前項に関わらず、当社がお客様に対し訪問集金、再請求等を行った場合には、お客様は当社に対し、訪問及び再請求を行う際に要した交通費、発送費等として当社が定める一切の金額を支払うものとします。

3.お客様が当社に対し料金の支払をせず、当社がお客様に対し法的手続きを行う場合、お客様は当社に対し、当該手続きを行う際に要する費用として 30,000 円を支払うものとします。

4.お客様と当社の間で本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合、福岡簡易裁判所又は当社の指定する簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表

第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

単価再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の指定するホームページで公開いたします。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

1項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の起算日から翌年の5月の起算日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に1項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、バリュープラン関西A、バリュープラン中国A、バリュープラン四国Aにおける最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(2)お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客様からの申出の直後の5月の起算日から翌年の5月の起算日(お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項又は第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(1)にかかわらず、(1)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第2条(燃料費等調整額)

- 1.各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と電源調達調整費の加減からなる燃料費等調整額の加減を適用するものとし、それぞれ次の「第3条 燃料費調整」および「第4条 電源調達調整費」の定めに従うものいたします。
- 2.N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金(以下、本項において「対象電気料金」といいます。)に適用される燃料費等調整額の加減算は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとし、減算する燃料費等調整額の金額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。
- 3.当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとし、ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとし、

第3条(燃料費調整)

1.燃料費調整額の算定

(1)平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、及び γ は、一般送配電事業者の管轄エリアごとに以下のとおりといたします。

| | | | |
|----------|-------------------|------------------|-------------------|
| 北海道電力エリア | $\alpha = 0.4699$ | — | $\gamma = 0.7879$ |
| 東北電力エリア | $\alpha = 0.1152$ | $\beta = 0.2714$ | $\gamma = 0.7386$ |

| | | | |
|----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 東京電力パワーグリッドエリア | $\alpha = 0.1970$ | $\beta = 0.4435$ | $\gamma = 0.2512$ |
| 中部電力エリア | $\alpha = 0.0275$ | $\beta = 0.4792$ | $\gamma = 0.4275$ |
| 北陸電力エリア | $\alpha = 0.2303$ | — | $\gamma = 1.1441$ |
| 関西電力エリア | $\alpha = 0.0140$ | $\beta = 0.3483$ | $\gamma = 0.7227$ |
| 中国電力エリア | $\alpha = 0.1543$ | $\beta = 0.1322$ | $\gamma = 0.9761$ |
| 四国電力エリア | $\alpha = 0.2104$ | $\beta = 0.0541$ | $\gamma = 1.0588$ |
| 九州電力エリア | $\alpha = 0.0053$ | $\beta = 0.1861$ | $\gamma = 1.0757$ |

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2)燃料調整費単価燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × 2項の基準単価 / 1,000 × 燃料費調整適用計数

基準燃料価格は以下のとおりといたします。

| | |
|----------------|---------|
| 北海道電力ネットワークエリア | 37,200円 |
| 東北電力ネットワークエリア | 31,400円 |
| 東京パワーグリッドエリア | 44,200円 |
| 中部電力パワーグリッドエリア | 45,900円 |
| 北陸電力送配電エリア | 21,900円 |
| 関西電力送配電エリア | 27,100円 |
| 中国電力ネットワークエリア | 26,000円 |
| 四国電力送配電エリア | 26,000円 |
| 九州電力送配電エリア | 27,400円 |

燃料費調整適用係数は以下の通りといたします。

| | |
|----------------|------|
| 北海道電力ネットワークエリア | 0.00 |
| 東北電力ネットワークエリア | 0.00 |
| 東京パワーグリッドエリア | 0.00 |
| 中部電力パワーグリッドエリア | 0.00 |
| 北陸電力送配電エリア | 0.00 |
| 関西電力送配電エリア | 0.00 |
| 中国電力ネットワークエリア | 0.00 |
| 四国電力送配電エリア | 0.00 |
| 九州電力送配電エリア | 0.00 |

(3)燃料費調整単価の適用各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|--------------------|-----------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間 |

| | |
|---|--------------------------------|
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) | 翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間 |

(4)燃料費調整額燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、バリュープラン関西 A、バリュープラン中国 A、バリュープラン四国 A における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

2.基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1)バリュープラン関西 A、バリュープラン中国 A、バリュープラン四国 A、

| | | | 税込額 |
|-------------|-------|---------------------|---------|
| バリュープラン関西 A | 最低料金 | 1契約につき最初の15キロワット時まで | 2円47銭5厘 |
| | 電力量料金 | 上記をこえる1キロワット時について | 16銭5厘 |

| | | | |
|-------------|-------|------------------------|--------------|
| バリュープラン中国 A | 最低料金 | 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで | 3 円 68 銭 0 厘 |
| | 電力量料金 | 上記をこえる 1 キロワット時について | 24 銭 5 厘 |
| バリュープラン四国 A | 最低料金 | 1 契約につき最初の 11 キロワット時まで | 2 円 15 銭 4 厘 |
| | 電力量料金 | 上記をこえる 1 キロワット時について | 19 銭 6 厘 |

(2)(1)以外

| | | 税込額 |
|------------|-------------|----------|
| バリュープラン北海道 | 1 キロワット時につき | 19 銭 7 厘 |
| バリュープラン東北 | 1 キロワット時につき | 22 銭 1 厘 |
| バリュープラン東京 | 1 キロワット時につき | 23 銭 2 厘 |
| バリュープラン中部 | 1 キロワット時につき | 23 銭 3 厘 |
| バリュープラン北陸 | 1 キロワット時につき | 16 銭 1 厘 |

| | | |
|-----------|------------|-------|
| バリュープラン九州 | 1キロワット時につき | 13銭6厘 |
|-----------|------------|-------|

3. 燃料費調整単価等の掲示当社は、1項(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、

1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格及び1項(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

4. 燃料費調整適用係数の見直し当社は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日の年4回、燃料費調整適用係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、その内容を改定することができるものといたします。なお、改定後の燃料費調整適用係数により算定する燃料費等調整額の適用開始時期は、以下のとおりとします。

| 改定時期 | 適用開始時期 |
|--------------|---|
| 毎年1月1日時点の改定 | その年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始 |
| 毎年4月1日時点の改定 | その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始 |
| 毎年7月1日時点の改定 | その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始 |
| 毎年10月1日時点の改定 | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始 |

第4条(電源調達調整費)

1. 電源調達調整費の算定電源調達調整費は、その1月の使用電力量に(2)に定める電源調達調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金制を定めるプランにおける最低料金適用電力量までは、その1月の使用電力量にかかわらず、最低料金適用電力量に(2)に定める電源調達調整単価を適用して算定いたします。

| | |
|---------------|-----------|
| 提供エリア | 最低料金適用電力量 |
| 関西電力送配電エリア | 15キロワット時 |
| 中国電力ネットワークエリア | 15キロワット時 |

| |
|------------|
| 四国電力送配電エリア |
|------------|

| |
|----------|
| 11キロワット時 |
|----------|

なお、電源調達調整費の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2.電源調達調整単価の算定電源調達調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、電源調達調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数第1位以下を四捨五入いたします。

$A \times \alpha < B$ の場合、電源調達調整単価（還元） = $(A \times \alpha - B) \times \beta \times D$
 $A \times \alpha > C$ の場合、電源調達調整単価（追加） = $(A \times \alpha - C) \times \beta \times D$

A 一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が公表するスポット市場取引におけるエリアプライスの1か月平均値に、1+消費税および地方消費税の税率を乗じ、小数第3位以下を四捨五入した値（以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。なお、各算定期間は(4)のとおりです。)

B (5)「電源調達調整費 料金表」に定める還元調整基準単価

C (5)「電源調達調整費 料金表」に定める追加調整基準単価

D (5)「電源調達調整費 料金表」に定める電源調達調整適用係数 α

(5)「電源調達調整費 料金表」に定める調達単価係数

β (5)「電源調達調整費 料金表」に定める適用期間補正係数

3.単価等見直し当社は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日の年4回、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が公表するエリアプライスの推移を踏まえ、(5)「電源調達調整費 料金表」に定める還元調整基準単価、追加調整基準単価、電源調達調整適用係数、調達単価係数および適用期間補正係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法により事前にお客様に通知することでその内容を改定することができるものといたします。なお、改定後の還元調整基準単価、追加調整基準単価、電源調達調整適用係数、調達単価係数および適用期間補正係数により算定する電源調達調整費の適用開始時期は、以下のとおりとします。

| 改定時期 | 適用開始時期 |
|-------------|---|
| 毎年1月1日時点の改定 | その年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始 |
| 毎年4月1日時点の改定 | その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始 |
| 毎年7月1日時点の改定 | その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始 |

| | |
|--------------|---|
| 毎年10月1日時点の改定 | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間において使用される電気から適用開始 |
|--------------|---|

4.電源調達調整単価の適用各 JEPX エリアプライス平均値算定期間の JEPX エリアプライス平均値によって算定された電源調達調整単価は、その JEPX エリアプライス平均値算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各 JEPX エリアプライス平均値算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| JEPX エリアプライス平均値算定期間 | 電源調達調整単価適用期間 |
|---|-----------------------------|
| 毎年1月1日から1月31日までの期間 | その年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から2月28日までの期間（閏年となる場合は、その年の2月29日までの期間） | その年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から3月31日までの期間 | その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年4月1日から4月30日までの期間 | その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から5月31日までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年6月1日から6月30日までの期間 | その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から7月31日までの期間 | その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から8月31日までの期間 | その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から9月30日までの期間 | その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間 |

| | |
|-------------------------|--------------------------------|
| 毎年10月1日から10月31日までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年11月1日から翌年11月30日までの期間 | その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の12月31日までの期間 | その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間 |

5.電源調達調整費 料金表

| 提供エリア | B 還元調整基準単価 | C 追加調整基準単価 | D 電源調達調整適用係数 |
|----------------|------------|------------|--------------|
| 北海道電力ネットワークエリア | 7.70 円 | 11.00 円 | 1.0 |
| 東北電力ネットワークエリア | 5.50 円 | 8.80 円 | 1.0 |
| 東京電力パワーグリッドエリア | 5.50 円 | 8.80 円 | 1.0 |
| 中部電力パワーグリッドエリア | 4.40 円 | 7.70 円 | 1.0 |
| 北陸電力送配電エリア | 4.40 円 | 7.70 円 | 1.0 |
| 関西電力送配電エリア | 4.40 円 | 7.70 円 | 1.0 |
| 中国電力ネットワークエリア | 4.40 円 | 7.70 円 | 1.0 |
| 四国電力送配電エリア | 4.40 円 | 7.70 円 | 1.0 |
| 九州電力送配電エリア | 3.85 円 | 7.15 円 | 1.0 |

| 提供エリア | α 調達単価係数 ※ | | | | | |
|----------------|-------------------|------|------|------|------|------|
| | 1 月分 | 2 月分 | 3 月分 | 4 月分 | 5 月分 | 6 月分 |
| 北海道電力ネットワークエリア | 1.22 | 1.24 | 1.22 | 1.21 | 1.22 | 1.21 |
| 東北電力ネットワークエリア | 1.24 | 1.25 | 1.24 | 1.26 | 1.27 | 1.24 |
| 東京電力パワーグリッドエリア | 1.20 | 1.22 | 1.22 | 1.26 | 1.23 | 1.21 |
| 中部電力パワーグリッドエリア | 1.21 | 1.24 | 1.22 | 1.26 | 1.22 | 1.21 |

| | | | | | | |
|---------------|------|------|------|------|------|------|
| 北陸電力送配電エリア | 1.23 | 1.27 | 1.23 | 1.26 | 1.22 | 1.20 |
| 関西電力送配電エリア | 1.22 | 1.23 | 1.22 | 1.26 | 1.24 | 1.23 |
| 中国電力ネットワークエリア | 1.25 | 1.26 | 1.24 | 1.28 | 1.23 | 1.21 |
| 四国電力送配電エリア | 1.25 | 1.26 | 1.25 | 1.29 | 1.25 | 1.23 |
| 九州電力送配電エリア | 1.25 | 1.29 | 1.29 | 1.31 | 1.24 | 1.24 |

| 提供エリア | α 調達単価係数 ※ | | | | | |
|----------------|-------------------|------|------|------|------|------|
| | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 |
| 北海道電力ネットワークエリア | 1.23 | 1.26 | 1.28 | 1.26 | 1.23 | 1.23 |
| 東北電力ネットワークエリア | 1.30 | 1.26 | 1.30 | 1.28 | 1.25 | 1.25 |
| 東京電力パワーグリッドエリア | 1.34 | 1.23 | 1.27 | 1.24 | 1.20 | 1.21 |
| 中部電力パワーグリッドエリア | 1.33 | 1.24 | 1.27 | 1.28 | 1.23 | 1.22 |
| 北陸電力送配電エリア | 1.35 | 1.27 | 1.29 | 1.32 | 1.23 | 1.24 |
| 関西電力送配電エリア | 1.29 | 1.22 | 1.23 | 1.27 | 1.22 | 1.22 |
| 中国電力ネットワークエリア | 1.31 | 1.25 | 1.26 | 1.29 | 1.23 | 1.24 |
| 四国電力送配電エリア | 1.31 | 1.24 | 1.26 | 1.28 | 1.23 | 1.24 |
| 九州電力送配電エリア | 1.29 | 1.28 | 1.32 | 1.31 | 1.24 | 1.27 |

| 提供エリア | β 適用期間補正係数 ※ | | | | | |
|----------------|--------------------|------|------|------|------|------|
| | 1月分 | 2月分 | 3月分 | 4月分 | 5月分 | 6月分 |
| 北海道電力ネットワークエリア | 1.12 | 1.08 | 1.08 | 1.13 | 1.14 | 1.17 |
| 東北電力ネットワークエリア | 1.11 | 1.07 | 1.11 | 1.11 | 1.12 | 1.18 |

| | | | | | | |
|----------------|------|------|------|------|------|------|
| 東京電力パワーグリッドエリア | 1.01 | 1.17 | 1.11 | 1.08 | 1.14 | 1.17 |
| 中部電力パワーグリッドエリア | 1.09 | 1.14 | 1.09 | 1.06 | 1.11 | 1.12 |
| 北陸電力送配電エリア | 1.05 | 1.13 | 1.21 | 1.12 | 1.18 | 1.19 |
| 関西電力送配電エリア | 1.13 | 1.15 | 1.13 | 1.12 | 1.14 | 1.18 |
| 中国電力ネットワークエリア | 1.06 | 1.14 | 1.14 | 1.12 | 1.24 | 1.31 |
| 四国電力送配電エリア | 1.11 | 1.09 | 1.17 | 1.08 | 1.16 | 1.2 |
| 九州電力送配電エリア | 1.11 | 1.12 | 1.20 | 1.08 | 1.18 | 1.28 |

| 提供エリア | β 適用期間補正係数 ※ | | | | | |
|----------------|--------------------|------|------|------|------|------|
| | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 | 12月分 |
| 北海道電力ネットワークエリア | 1.16 | 1.43 | 1.00 | 0.94 | 0.94 | 0.87 |
| 東北電力ネットワークエリア | 0.98 | 1.11 | 0.99 | 0.94 | 0.89 | 0.89 |
| 東京電力パワーグリッドエリア | 1.07 | 1.18 | 1.02 | 1.01 | 0.88 | 0.91 |
| 中部電力パワーグリッドエリア | 1.00 | 1.32 | 1.01 | 1.03 | 0.91 | 0.85 |
| 北陸電力送配電エリア | 1.11 | 1.41 | 0.99 | 0.99 | 0.86 | 0.87 |
| 関西電力送配電エリア | 1.02 | 1.30 | 1.04 | 1.03 | 0.91 | 0.83 |
| 中国電力ネットワークエリア | 1.09 | 1.37 | 1.03 | 1.01 | 0.88 | 0.88 |
| 四国電力送配電エリア | 1.09 | 1.43 | 1.04 | 1.05 | 0.88 | 0.85 |
| 九州電力送配電エリア | 1.10 | 1.26 | 1.10 | 1.08 | 0.90 | 0.85 |

※各表の「N月分」は、N-1月の検針日からN月の検針日の前日までの期間に使用される電気に係る電源調達調整単価の算出に適用することを示しております。

第5条 容量拠出金反映額

(1) 容量拠出金反映額の算定

1 容量拠出金

容量拠出金は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が定める定款に基づき、広域機関が一般送配電事業者、配電事業者または小売電気事業者たる同機関の会員に対して請求する、容量市場における供給力の確保に係る拠出金のことをいいます。

2 容量拠出金反映額

容量拠出金反映額は、当社が広域機関から請求される容量拠出金を、需給契約の料金に反映することを目的として当社が設定する金額とし、以下（3）により算出する「容量拠出金反映基礎額」に対し、以下（6）により算出する「容量拠出金反映調整額」を加減算した金額の合計とします。

3 容量拠出金反映基礎額

容量拠出金反映基礎額は、次の算式によって算定する金額とします。

容量拠出金反映基礎額

$$= \text{契約電力}(\ast 1)(\ast 2)(\ast 3) \times (4) \text{ に定める容量拠出金反映基礎額単価}$$

※1：料金算定期間の初日より前の直近の月初1日が終了する時点での契約電力の値（ただし、供給開始後、該当する値が存在しない間は供給開始時点での契約電力の値）を適用いたします。

※2：契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。

※3：下表の契約種別のお客さまには、下表のみなし契約電力の値を適用いたします。なお、当社は、毎月1日時点においてみなし契約電力の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のみなし契約電力の値の適用を開始するものといたします。

| プラン別説明書名称 | 契約種別 | みなし契約電力 |
|-----------|--|---------|
| - | 関西電力送配電エリア、中国電力ネットワークエリアまたは四国電力送配電エリアのいずれかの提供エリアにおいて、従量電灯Aに分類される契約種別 | 3kW |

4 容量拠出金反映基礎額単価

容量拠出金反映基礎額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに、年度（毎年4月の検針日から翌年4月の検針日の前日までの期間）分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各年度において適用する容量拠出金反映基礎額単価を、当社が適当と判断した方法にて事前に公表いたします。

5 容量拠出金反映基礎額の対象となる容量拠出金

容量拠出金反映基礎額の対象となる容量拠出金は、その容量拠出金反映基礎額を含む料金の算定期間に応じて下表のとおりとします。

| 容量拠出金反映基礎額を含む料金の算定期間 | 対象となる容量拠出金 |
|--------------------------------|--|
| その年の4月の検針日から同年5月の検針日の前日までの期間 | 毎年4月1日から4月30日までの期間における容量拠出金 |
| その年の5月の検針日から同年6月の検針日の前日までの期間 | 毎年5月1日から5月31日までの期間における容量拠出金 |
| その年の6月の検針日から同年7月の検針日の前日までの期間 | 毎年6月1日から6月30日までの期間における容量拠出金 |
| その年の7月の検針日から同年8月の検針日の前日までの期間 | 毎年7月1日から7月31日までの期間における容量拠出金 |
| その年の8月の検針日から同年9月の検針日の前日までの期間 | 毎年8月1日から8月31日までの期間における容量拠出金 |
| その年の9月の検針日から同年10月の検針日の前日までの期間 | 毎年9月1日から9月30日までの期間における容量拠出金 |
| その年の10月の検針日から同年11月の検針日の前日までの期間 | 毎年10月1日から10月31日までの期間における容量拠出金 |
| その年の11月の検針日から同年12月の検針日の前日までの期間 | 毎年11月1日から11月30日までの期間における容量拠出金 |
| その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間 | 毎年12月1日から12月31日までの期間における容量拠出金 |
| その年の1月の検針日から同年2月の検針日の前日までの期間 | 毎年1月1日から1月31日までの期間における容量拠出金 |
| その年の2月の検針日から同年3月の検針日の前日までの期間 | 毎年2月1日から2月28日(閏年の場合は2月29日)までの期間における容量拠出金 |
| その年の3月の検針日から同年4月の検針日の前日までの期間 | 毎年3月1日から3月31日までの期間における容量拠出金 |

6 容量拠出金反映調整額

容量拠出金反映調整額は、次の算式によって算定する金額とし、当社は、以下(8)の定めに従って、容量拠出金反映調整額の加減算により、その調整の大元となる容量拠出金反映額の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、容量拠出金反映額として当社がお客さまに請求した金額から当社が広域機関より請求される容量拠出金の金額を引いた金額（以下「容量拠出乖離額」といいます。）に係る調整を行うことができるものとします。なお、容量拠出乖離額が0円未満の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額に加算するものとし、容量拠出乖離額が0円以上の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額から減算するものとします。

容量拠出金反映調整額

= 契約電力(※1)(※2)(※3) × (7) に定める容量拠出金反映調整額単価

※1：料金算定期間の初日より前の直近の月初1日が終了する時点での契約電力の値（ただし、供給開始後、該当する値が存在しない間は供給開始時点での契約電力の値）を適用いたします。

※2：契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。

※3：(3)におけるみなし契約電力の定めを同様に適用します。

7 容量拠出金反映調整額単価

容量拠出金反映調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拠出乖離額をもとに、各月の検針日から翌月の検針日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに算出し設定します。なお、当社は、各算定期間において適用する容量拠出金反映調整額単価を、当社が適当と判断した方法にて、原則として事前に（広域機関からの通知時期や料金計算の事務手続き上の都合等その他の事情によりやむを得ない場合は、金額確定後速やかに）公表いたします。

8 容量拠出金反映調整額の対象となる容量拠出乖離額

容量拠出金反映調整額の対象となる容量拠出乖離額は、その容量拠出金反映調整額を含む料金の算定期間に応じて、下表に定める各期間における容量拠出金に基づき算出する容量拠出乖離額とします。ただし、広域機関が、当社に対して過去に請求した容量拠出金を変更・修正した場合には、下表の定めにかかわらず、当該変更・修正により発生した容量拠出乖離額に係る調整を行うことができるものとします。この場合、当該調整は、原則として、当該変更・修正の通知を当社が受領した日が属する月の翌々月の検針日から翌々々月の検針日の前日までの期間を算定期間とする容量拠出金反映調整額にて行います。

| 容量拠出金反映調整額を含む料金の算定期間 | 容量拠出乖離額の算出元となる容量拠出金 |
|------------------------------|--|
| その年の4月の検針日から同年5月の検針日の前日までの期間 | ・前年4月1日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年8月1日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年12月1日から同月末日までの期間における容量拠出金 |
| その年の5月の検針日から同年6月の検針日の前日までの期間 | ・前年5月1日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年9月1日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年1月1日から同月末日までの期間における容量拠出金 |

| | |
|------------------------------------|--|
| その年の 6 月の検針日から同年 7 月の検針日の前日までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 |
| その年の 7 月の検針日から同年 8 月の検針日の前日までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 |
| その年の 8 月の検針日から同年 9 月の検針日の前日までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年 8 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 12 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 4 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 |
| その年の 9 月の検針日から同年 10 月の検針日の前日までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年 9 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 1 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 5 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 |
| その年の 10 月の検針日から同年 11 月の検針日の前日までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 |
| その年の 11 月の検針日から同年 12 月の検針日の前日までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 |
| その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年 12 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 4 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・同年 8 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 |
| その年の 1 月の検針日から同年 2 月の検針日の前日までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年 1 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 5 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 9 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 |
| その年の 2 月の検針日から同年 3 月の検針日の前日までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年 2 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 6 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 10 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 |
| その年の 3 月の検針日から同年 4 月の検針日の前日までの期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年 3 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 |

| | |
|--|---|
| | ・前年 7 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 ・前年 11 月 1 日から同月末日までの期間における容量拠出金 |
|--|---|

9 容量拠出金反映額に対する個別の対応

当社は、前述の定めにかかわらず、当社の裁量により、容量拠出金反映額について、事前にお客さまに当社が適当と判断した方法にてその内容を通知することで、以下対応を行うことができるものとします。

- (1) 容量拠出金反映額の一部または全部について、料金に加算しないこと
- (2) 容量拠出金反映額の一部または全部について、分割にて料金に加減算すること

10 需給契約が終了した場合における容量拠出金反映額の取扱い

需給契約が終了する場合、当社は、需給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量拠出金反映額（(9)の(2)によるものに限ります。）の合計金額（以下「未履行反映額」といいます。）を、前述の定めにかかわらず、最終の料金請求時に一括して加減算いたします。なお、未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は以下の方法により当該超過額の清算を行います。

- (1) 別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまに返金いたします。
- (2) 当社は、お客さまの責めに帰すべき事由により(10)の(1)の返金を行うことができない場合、当社が適当と判断した方法にてお客さまに通知することで是正を求めるものとします。なお、当社が当該通知を発した後6ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとし、お客さまは予めこれに同意するものとします。

(2) 適用期間

容量拠出金反映額は、2024年4月の検針日以降の算定期間における料金に適用します。

第6条(日割計算の基本算式)

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

1.基本料金、最低料金、最低月額料金又は最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

1月の該当料金×日割計算対象日数/検針期間の日数

2.料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(1)バリュープラン関西 A、バリュープラン中国 A の場合

最低料金適用電力量=15 キロワット時×日割計算対象日数/検針期間の日数

なお、バリュープラン関西 A、バリュープラン中国 A それぞれの、最低料金適用電力量とは、(1)により算定された最低料金又は最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量=105 キロワット時×日割計算対象日数/検針期間の日数

バリュープラン関西 A、バリュープラン中国 の第1段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=180 キロワット時×日割計算対象日数/検針期間の日数

バリュープラン関西 A、バリュープラン中国 A の第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2)バリュープラン四国 A の場合

最低料金適用電力量=11 キロワット時×日割計算対象日数/検針期間の日数

なお、バリュープラン四国 A の最低料金適用電力量とは、(2)により算定された最低料金又は最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量=109 キロワット時×日割計算対象日数/検針期間の日数

バリュープラン四国 A の第1段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=180 キロワット時×日割計算対象日数/検針期間の日数

バリュープラン四国 A の第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(3) バリュープラン北海道 B の場合

第 1 段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × 日割計算対象日数 / 検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量 = 160 キロワット時 × 日割計算対象日数 / 検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(4) その他の料金種別の場合

第 1 段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × 日割計算対象日数 / 検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × 日割計算対象日数 / 検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(5)(1)(2)(3)又は(4)によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量及び第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

3. 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合第 18 条(料金の算定)の場合は、料金種別ごとに算定期間の使用電力量により算定いたします。

4. 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

第 7 条(提供エリア)

| 提供エリア | 都道府県名 |
|----------|--|
| 北海道電力エリア | 北海道 |
| 東北電力エリア | 青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県 |
| 東京電力エリア | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部 |
| 中部電力エリア | 愛知県、長野県、静岡県(一部を除く)、岐阜県(一部を除く)、三重県(一部を除く) |
| 北陸電力エリア | 富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一部 |
| 関西電力エリア | 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除く) 福井県の一部、三重県の一部、 |
| 中国電力エリア | 鳥取県、島根県(一部を除く)、岡山県、広島県、山口県(一部を除く) 兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部 |
| 四国電力エリア | 徳島県、高知県、香川県(一部を除く)、愛媛県(一部を除く) |
| 九州電力エリア | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 |

但し離島を除くこととする。

料金表

本需給約款における、電気料金及びその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。

契約種別は、次のとおりといたします。

| 需要区分 | 契約種別 | |
|------|--------|-------------|
| 電灯需要 | 北海道プラン | バリュープラン北海道 |
| | 東北プラン | バリュープラン東北 |
| | 東京プラン | バリュープラン東京 |
| | 中部プラン | バリュープラン中部 |
| | 北陸プラン | バリュープラン北陸 |
| | 関西プラン | バリュープラン関西 A |
| | 中国プラン | バリュープラン中国 A |
| | 四国プラン | バリュープラン四国 A |
| | 九州プラン | バリュープラン九州 |

■北海道プラン

電灯又は小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

1. バリュープラン北海道 (北海道電力従量電灯 B 相当)

(1) 適用条件

- ① 供給地が、北海道電力管内であること。
- ② 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)供給電気方式、供給電圧及び周波数供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3)契約電流

①契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

②当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4)料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表第 2 条（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および別表第 5 条（容量供出金反映額）の合計とします。

①基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

②電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

| 契約分類 | | バリュープラン |
|------|-----|--------------|
| 基本料金 | 10A | 400 円 00 銭 |
| | 15A | 600 円 00 銭 |
| | 20A | 800 円 00 銭 |
| | 30A | 1,200 円 00 銭 |
| | 40A | 1,600 円 00 銭 |

| | | |
|-------|------------------------|--------------|
| | 50A | 2,000 円 00 銭 |
| | 60A | 2,400 円 00 銭 |
| 電力量料金 | 120kWh まで | 26 円 50 銭 |
| | 120kWh 超過 280kWh まで | 27 円 50 銭 |
| | 280kWh 超過分 | 29 円 50 銭 |

■東北プラン

電灯又は小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

1. バリュープラン東北（東北電力従量電灯 B 相当）

(1)適用条件

- ①供給地が、東北電力管内であること。
- ②契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)供給電気方式、供給電圧及び周波数供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3)契約電流

- ①契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- ②当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえる

おそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4)料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表第 2 条（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および別表第 5 条（容量供出金反映額）の合計とします。

①基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

②電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| 契約分類 | | バリュープラン |
|-------|------------------------|--------------|
| 基本料金 | 10A | 350 円 00 銭 |
| | 15A | 525 円 00 銭 |
| | 20A | 700 円 00 銭 |
| | 30A | 1,050 円 00 銭 |
| | 40A | 1,400 円 00 銭 |
| | 50A | 1,750 円 00 銭 |
| | 60A | 2,100 円 00 銭 |
| 電力量料金 | 120kWh まで | 22 円 50 銭 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | 23 円 50 銭 |
| | 300kWh 超過分 | 25 円 50 銭 |
| | | |

■東京プラン

電灯又は小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

1. バリュープラン東京（東京電力従量電灯 B 相当）

(1)適用条件

①供給地が、東京電力管内であること。

②契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2 線式標準電圧100 ボルト又は交流単相3 線式標準電圧100 ボルト及び200 ボルトとし、周波数は、標準周波数50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2 線式標準電圧200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

① 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

② 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表第1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表第2 条（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および別表第5 条（容量供出金反映額）の合計とします。

① 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

② 電力量料金は、その1 月の使用電力量によって算定いたします。

| 契約分類 | | バリュープラン |
|------|-----|------------|
| 基本料金 | 10A | 300 円 00 銭 |
| | 15A | 450 円 00 銭 |
| | 20A | 600 円 00 銭 |

| | | |
|-------|------------------------|--------------|
| | 30A | 900 円 00 銭 |
| | 40A | 1,200 円 00 銭 |
| | 50A | 1,500 円 00 銭 |
| | 60A | 1,800 円 00 銭 |
| 電力量料金 | 120kWh まで | 21 円 50 銭 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | 22 円 50 銭 |
| | 300kWh 超過分 | 24 円 50 銭 |

■中部プラン

電灯又は小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

1. バリュープラン中部 B (中部電力従量電灯 B 相当)

(1)適用条件

- ①供給地が、中部電力管内であること。
- ②契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)供給電気方式、供給電圧及び周波数供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3)契約電流

- ①契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

②当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4)料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表第2条(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および別表第5条(容量供出金反映額)の合計とします。

①基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

②電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| 契約分類 | | バリュープラン |
|-------|----------------------|-----------|
| 基本料金 | 10A | 270円00銭 |
| | 15A | 405円00銭 |
| | 20A | 540円00銭 |
| | 30A | 810円00銭 |
| | 40A | 1,080円00銭 |
| | 50A | 1,350円00銭 |
| | 60A | 1,620円00銭 |
| 電力量料金 | 120kWhまで | 20円50銭 |
| | 120kWh超過 300kWhまで | 21円50銭 |
| | 300kWh超過分 | 23円50銭 |

■北陸プラン

電灯又は小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

1. バリュープラン北陸(北陸電力従量電灯B相当)

(1)適用条件

①供給地が、北陸電力管内であること。

②契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)供給電気方式、供給電圧及び周波数供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3)契約電流

①契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

②当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4)料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表第 2 条（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および別表第 5 条（容量供出金反映額）の合計とします。

①基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

②電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

| 契約分類 | | バリュープラン |
|------|-----|------------|
| 基本料金 | 10A | 250 円 00 銭 |
| | 15A | 375 円 00 銭 |

| | | |
|-------|------------------------|--------------|
| | 20A | 500 円 00 銭 |
| | 30A | 750 円 00 銭 |
| | 40A | 1,000 円 00 銭 |
| | 50A | 1,250 円 00 銭 |
| | 60A | 1,500 円 00 銭 |
| 電力量料金 | 120kWh まで | 22 円 50 銭 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | 23 円 50 銭 |
| | 300kWh 超過分 | 25 円 50 銭 |

■関西プラン

電灯又は小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

1. バリュープラン関西 A (関西電力従量電灯 A 相当)

(1) 適用範囲

- ①供給地が、関西電力管内であること。
- ②使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。
- ③1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①②に該当し、かつ、③の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)供給電気方式、供給電圧及び周波数供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3)最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行ないます。

(4)料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表第2条（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および別表第5条（容量供出金反映額）の合計とします。

①基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

②電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| 契約分類 | | バリュープラン |
|-------|------------------------|------------|
| 最低料金 | 15kWh まで | 520 円 00 銭 |
| 電力量料金 | 15kWh 超過 120kWh まで | 22 円 50 銭 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | 25 円 50 銭 |
| | 300kWh 超過分 | 26 円 50 銭 |

■中国プラン

電灯又は小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

1.バリュープラン中国 A (中国電力従量電灯 A 相当)

(1)適用範囲

①供給地が、中国電力管内であること。

②使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。

③1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①②に該当し、かつ、③の最大需要容量と契約電

力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)供給電気方式、供給電圧及び周波数供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び「200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3)最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行ないます。

(4)料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表第2条（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および別表第5条（容量供出金反映額）の合計とします。

①基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

②電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| 契約分類 | | バリュープラン |
|-------|------------------------|------------|
| 最低料金 | 15kWh まで | 700 円 00 銭 |
| 電力量料金 | 15kWh 超過 120kWh まで | 23 円 50 銭 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | 25 円 50 銭 |
| | 300kWh 超過分 | 26 円 50 銭 |

■四国プラン

電灯又は小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

1.バリュープラン四国A(四国電力従量電灯A相当)

(1)適用範囲

①供給地が、四国電力管内であること。

②使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。

③1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①②に該当し、かつ、③の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)供給電気方式、供給電圧及び周波数供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3)最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行ないます。

(4)料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表第2条(燃料費等調整額)に定める燃料費等調整額および別表第5条(容量供出金反映額)の合計とします。

①基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

②電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| 契約分類 | | バリュープラン |
|-------|------------------------|------------|
| 最低料金 | 11kWh まで | 660 円 00 銭 |
| 電力量料金 | 11kWh 超過 120kWh まで | 24 円 50 銭 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | 25 円 50 銭 |
| | 300kWh 超過分 | 27 円 50 銭 |

■九州プラン

電灯又は小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

1. バリュープラン九州 (九州電力従量電灯 B 相当)

(1) 適用条件

- ① 供給地が、九州電力管内であること。
- ② 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ③ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、①②に該当し、かつ、③の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

- ① 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア又は 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- ② 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置 (以下「電流制限器等」といいます。) は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表第 1 条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表第 2 条 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額および別表第 5 条 (容量供出金反映額) の合計とします。

①基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

②電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| 契約分類 | | バリュープラン |
|-------|------------------------|--------------|
| 基本料金 | 10A | 300 円 00 銭 |
| | 15A | 450 円 00 銭 |
| | 20A | 600 円 00 銭 |
| | 30A | 900 円 00 銭 |
| | 40A | 1,200 円 00 銭 |
| | 50A | 1,500 円 00 銭 |
| | 60A | 1,800 円 00 銭 |
| 電力量料金 | 120kWh まで | 21 円 50 銭 |
| | 120kWh 超過 300kWh まで | 22 円 50 銭 |
| | 300kWh 超過分 | 23 円 50 銭 |

以上

附則：

2025 年 2 月 1 日制定